

真岡市の環境

市の水環境について、各種調査を実施しています。経年変化を把握し、公害発生の未然防止を図るため、平成30年度に調査した結果についてお知らせします。

地下水

市内地下水の状況を把握するための水質調査（概況調査）を実施しています。これまでに汚染が確認されている地域については、栃木県と共同で継続監視調査を行っています。現在、汚染が確認されている地域は下表のとおりです。

汚染物質	地 域
有機塩素系化合物	荒町・田町・台町・松山町・八木岡・石島・久下田のそれぞれの一部
六価クロム	鬼怒ヶ丘の一部
硝酸性窒素 および 亜硝酸性窒素	西郷・下大田和・下籠谷・寺内・若旅・中・加倉・下大沼・松山町・八木岡・上大曾・久下田・古山・長島・石島・さくら・西大島・鷲巣・境・程島のそれぞれの一部
ほう素	鬼怒ヶ丘

地下水（井戸水）を飲用している方は、定期的な水質検査（※）を行い、安全性を確認することをおすすめします。



※地下水（井戸水）の水質検査は、県東健康福祉センターにご相談ください。
県東健康福祉センター ☎ 83・7220

河川

市内を流れる河川の水質検査を定期的に行っています。人の健康の保護に関する環境基準である有害物質（カドミウムなど27項目）は、すべて環境基準に適合していました。また、生活環境項目のうち、代表的な水質指標であるBOD（生物化学的酸素要求量）の平均値については、すべての河川で環境基準に適合していました。また、公共下水道や浄化槽の普及・促進、工場の排水検査などの実施により、河川の良好な水質が保たれています。

【BOD（※）値経年変化（年平均）】（単位：mg/ℓ）

河川名	平成28年度	平成29年度	平成30年度
五行川	1.3	1.3	1.4
行屋川	1.2	1.0	0.9
小貝川	0.9	1.1	1.1
鬼怒川	1.2	1.1	1.1
江川	1.6	1.2	1.1

※ BOD…有機物の汚れを示す指標（基準値：2mg/ℓ以下）。数値が大きいほど汚れている。



『環境基準』とは
環境基本法により、人の健康の保護や生活環境の保全のために、定められた基準のこと。



←左記QRコードを読み込むと、市HPの詳細ページにアクセスできます。

【問い合わせ】環境課公害対策係 ☎ 83・8127 FAX 83・5896

財政健全化判断比率等の状況

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」により、平成30年度決算に基づき算定した本市の各比率は、下記のとおり全て早期健全化基準を下回っており、財政的に健全な状況にあります。

財政健全化判断比率

（単位：％）

比率名	比率	早期健全化基準	財政再生基準	(参考)黒字の場合の比率
①実質赤字比率	—	12.61	20.00	12.5
②連結実質赤字比率	—	17.61	30.00	33.44
③実質公債費比率	5.2	25.00	35.00	
④将来負担比率	—	350.00		

※財政の早期健全化…上記比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合には、早期健全化計画を策定し、自主的な改善努力による財政の健全化に取り組まなければなりません。

※財政の再生…上記比率のいずれかが財政再生基準以上の場合には、財政再生計画を策定し、国等の関与による確実な再生に取り組まなければなりません。

- ①実質赤字比率…一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率（黒字のため「—」表示としています）
- ②連結実質赤字比率…全会計を対象とした実質赤字または資金の不足額の標準財政規模に対する比率（黒字のため「—」表示としています）
- ③実質公債費比率…一般会計等が負担する元利償還金および準元利償還金の標準財政規模に対する比率
- ④将来負担比率…一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率（将来負担がないため「—」表示としています）

資金不足比率

（単位：％）

会計名	比率	説明	経営健全化基準	(参考)黒字の場合の比率
公共下水道事業	—	公営企業ごとの資金不足額の事業の規模に対する比率（各会計とも赤字または資金不足を生じていないため「—」表示としています）	20.0	16.92
農業集落排水事業	—		20.0	95.45
水道事業	—		20.0	218.09

※経営の健全化…比率が20%以上となった場合には、経営健全化計画を策定し、自主的な改善努力による経営の健全化に取り組まなければなりません。

【問い合わせ】財政課財政係 ☎ 83・8104 FAX 83・5896